

倉吉市議会の情報通信技術の活用に関する本人確認等事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の4第2項ただし書及び倉吉市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程（令和6年倉吉市議会告示第3号）第4条第2項ただし書に規定する通知（以下単に「通知」という。）を行った者（議員を除く。以下「通知者」という。）を確認（以下「本人確認」という。）するための措置を定めることにより、偽りその他不正な目的による通知を防止し、事務の適正な執行に資することを目的とする。

(本人確認の方法)

第2条 本人確認は、通知に次に掲げる本人であることを確認することができる書類の写しの添付を求めるうことにより、これを行うものとする。

- (1) 法令の規定により官公署が発行した身分証明書等で、本人の写真が貼付されたもの
- (2) 法令の規定により官公署等（日本年金機構、学校その他官公署に準ずると認められるものを含む。）が発行した書類で、通常本人が保有していると認められるもの

2 前項各号に掲げる書類の例示は、別表第1のとおりとする。

3 第1項の規定による本人確認は、法人が通知を行う場合にあってはその代表者、複数人により通知を行う場合にあってはその全ての者について適用する。

4 第1項又は前項の規定により本人確認をした者が、以後の通知又は手続において電子メール等のアドレスが当該者のものであること及び継続したやりとりについてその内容に矛盾がないことが確認されるときは、第1項の規定にかかわらず書類の写しの添付を省略することができる。

(通知の拒否)

第3条 前条の規定による本人確認の結果、通知が本人によるものであると認められない場合又は本人の意思による通知であることに疑義があると認められる場合は、当該通知を拒否することができる。

(請願の紹介議員の意思確認)

第4条 電子情報処理組織を使用する方法により提出された請願の紹介議員の意思確認は、議会事務局の職員が当該議員本人に確認する方法により、これを行うものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、本人確認の実施に関し必要な事項は、別に議長が定める。

附 則

この告示は、令和6年8月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

本人確認を行う書類の例示（以下、有効期限内のものに限る。）

1 法令の規定により官公署が発行した身分証明書等で、本人の写真が貼付されたもの

- (1) 住民基本台帳カード
- (2) 個人番号カード（マイナンバーカード）
- (3) 運転免許証
- (4) 運転経歴証明書（平成24年4月1日以後に交付されたものに限る。）
- (5) 旅券（パスポート）
- (6) 海技免状
- (7) 電気工事士免状
- (8) 無線従事者免許証
- (9) 特種電気工事資格者認定証
- (10) 認定電気工事従事者認定証
- (11) 耐空検査員の証
- (12) 航空従事者技能証明書
- (13) 宅地建物取引士証
- (14) 船員手帳
- (15) 戦傷病者手帳
- (16) 動力車操縦者運転免許証
- (17) 運航管理者技能検定合格証明書
- (18) 猟銃・空氣銃所持許可証
- (19) 教習資格認定証
- (20) 身体障害者手帳
- (21) 療育手帳
- (22) 在留カード
- (23) 特別永住者証明書
- (24) 官公署等の職員に対して交付された身分証明書又はこれらと同等の書類（顔写真・氏名・生年月日のあるもの）

2 法令の規定により官公署等が発行した書類で、通常本人が保有していると認められるもの

- (1) 介護保険被保険者証
- (2) 年金手帳
- (3) 各種年金証書
- (4) 精神障害者保健福祉手帳
- (5) 生活保護受給証明書
- (6) 児童扶養手当証書
- (7) 特別児童扶養手当証書
- (8) 公立学校又は私立学校発行の学生証・生徒手帳